

国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款 新旧対照表

(下線は改正箇所)

■国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款 本則

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(国選被害者参加弁護士の候補の指名打診に関する事項)</p> <p>第7条 センターは、選定請求又は指名通知請求に応じて、個別の事件の国選被害者参加弁護士の候補を指名するときは、指名通知用名簿に記載された弁護士に対し、<u>国選被害者参加弁護士の候補として指名することについて</u>の打診(以下「指名打診」という。)を行うものとする。</p> <p>2 前項の指名打診は、第4条第1項の契約申込書により指定された連絡方法(第9条第1項の規定により連絡方法の変更の届出があったとき又は同条第3項の規定により<u>変更の手続が行われた</u>ときは、変更後の連絡方法)によって行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(国選被害者参加弁護士の候補の指名打診に関する事項)</p> <p>第7条 センターは、選定請求又は指名通知請求に応じて、個別の事件の国選被害者参加弁護士の候補を指名するときは、指名通知用名簿に記載された弁護士に対し、<u>指名打診</u>を行うものとする。</p> <p>2 前項の指名打診は、第4条第1項の契約申込書により指定された連絡方法(第9条第1項の規定により連絡方法の変更の届出があったときは、変更後の連絡方法)によって行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(裁判所に対する通知に関する事項)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 センターは、前項の<u>規定</u>により指名通知をする弁護士が、総合法律支援法(平成16年法律第74号。以下「支援法」という。)第39条の3第2項第2号に規定する弁護士であるときは、指名通知請求をした裁判所にその旨を併せて通知する。</p>	<p>(裁判所に対する通知に関する事項)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 センターは、前項の<u>項定</u>により指名通知をする弁護士が、総合法律支援法(平成16年法律第74号。以下「支援法」という。)第39条の3第2項第2号に規定する弁護士であるときは、指名通知請求をした裁判所にその旨を併せて通知する。</p>
<p>(契約申込書記載事項等の変更の届出)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>センターは、前2項の規定による届出がない場合においても、第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項又は所属弁護士会に変更があったことを知ったときは、これら</u></p>	<p>(契約申込書記載事項等の変更の届出)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>の事項について変更の手続を行うことができる。</u></p>	
<p>(選定及び活動の終了に関する報告) 第10条 (略) 2 一般被害者参加弁護士契約弁護士は、センターの指名通知により国選被害者参加弁護士に選定された事件について、当該選定の取消し、<u>検察官による上訴、上訴提起期間満了</u>その他の事由により国選被害者参加弁護士としての活動を終了したときは、遅滞なく、その旨(選定の取消しの理由が明らかにされているときはその理由を含む。)をセンターに報告しなければならない。</p>	<p>(選定及び活動の終了に関する報告) 第10条 (略) 2 一般被害者参加弁護士契約弁護士は、センターの指名通知により国選被害者参加弁護士に選定された事件について、当該選定の取消しその他の事由により国選被害者参加弁護士としての活動を終了したときは、遅滞なく、その旨(選定の取消しの理由が明らかにされているときはその理由を含む。)をセンターに報告しなければならない。</p>
<p>(報告先に関する事項) 第13条 (削る) (削る) 前3条に規定する報告は、国選被害者参加弁護士に選定された事件について指名通知を行った地方事務所(以下「指名等事務所」という。)に対して行わなければならない。</p>	<p>(届出先及び報告先に関する事項) 第13条 <u>第9条第1項に規定する届出は、契約申込書を提出した地方事務所に対して行わなければならない。</u> 2 <u>第9条第2項に規定する届出は、変更後の所属弁護士会に対応する地方事務所に対して行わなければならない。</u> 3 前3条に規定する報告は、国選被害者参加弁護士に選定された事件について指名通知を行った地方事務所(地方裁判所の本庁所在地にある事務所以外の事務所が指名通知を行ったときは当該事務所。以下「指名等事務所」という。)に対して行わなければならない。</p>
<p>(選定一般被害者参加弁護士契約弁護士による請求に関する事項) 第17条 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士は、選定の取消し(同一事件を含む事件の国選被害者参加弁護士への選定と近接してなされたときを除く。)、<u>検察官による上訴、上訴提起期間満了</u>その他の事由により選定に係る事件の国選被害者参加弁護士とし</p>	<p>(選定一般被害者参加弁護士契約弁護士による請求に関する事項) 第17条 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士は、選定の取消し(同一事件を含む事件の国選被害者参加弁護士への選定と近接してなされたときを除く。以下この条において同じ。)その他の事由により選定に係る事件の国選被害者参加弁護士としての活動を終</p>

<p>ての活動を終了したときは、センターに対し、報酬及び費用を請求することができる。</p> <p>2 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が前項の請求をするときは、<u>前項に規定する事由により選定に係る事件の国選被害者参加弁護士としての活動を終了した日から14日以内に、指名等事務所に報告書を提出してしなければならない。</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>了したときは、センターに対し、報酬及び費用を請求することができる。</p> <p>2 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が前項の請求をするときは、<u>選定の取消しその他の事由により選定に係る事件の国選被害者参加弁護士としての活動を終了した日から14日以内に、指名等事務所に報告書を提出してしなければならない。</u></p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(疎明資料の提出)</p> <p>第18条 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が報酬及び費用を請求するときは、請求の内容に応じて、<u>前条第2項に規定する報告書に別表第2に定める疎明資料を添付しなければならない。</u></p>	<p>(疎明資料の提出)</p> <p>第18条 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が報酬及び費用を請求するときは、請求の内容に応じて、<u>第17条第2項に規定する報告書に別表第2に定める疎明資料を添付しなければならない。</u></p>
<p>(第17条第2項に規定する期間内に報酬及び費用の請求がされた場合の手續)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>第1項及び前項の規定にかかわらず、センターは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項又は前項に規定する期間をそれぞれ7日以内に限り延長することができる。この場合において、センターは、当該選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に対し、遅滞なく、延長する日数及び延長の理由を相当と認める方法により通知する。</u></p> <p>6 センターは、報酬及び費用を請求した選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、契約申込書により指定された預金口座又は貯金口座(第9条第1項の規定により預金口座又は貯金口座を変更する旨の届出があったときは、変更後の預金口座又は貯金口座。以下「指定口座」という。)に振</p>	<p>(第17条第2項に規定する期間内に報酬及び費用の請求がされた場合の手續)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 センターは、報酬及び費用を請求した選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、契約申込書により指定された預金口座又は貯金口座(第9条第1項の規定により預金口座又は貯金口座を変更する旨の届出があったときは、変更後の預金口座又は貯金口座。以下「指定口座」という。)に振</p>

<p>り込む方法により、報酬及び費用を支払う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第2項の不服の申立てがあったとき <u>第4項の通知をした日(前項の規定により第4項に規定する期間が延長された場合には、延長後に同項の通知をした日)</u>の属する月の翌月20日</p>	<p>り込む方法により、報酬及び費用を支払う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第2項の不服の申立てがあったとき <u>前項の通知をした日の属する月の翌月20日</u></p>
<p>(第17条第2項に規定する期間内に報酬及び費用の請求がされなかった場合の手続)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前条第2項から<u>第6項</u>までの規定は、前項の通知に係る報酬及び費用の算定に関する不服の申立てについて準用する。</p>	<p>(第17条第2項に規定する期間内に報酬及び費用の請求がされなかった場合の手続)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前条第2項から<u>第5項</u>までの規定は、前項の通知に係る報酬及び費用の算定に関する不服の申立てについて準用する。</p>
<p>(第20条第1項の通知後、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士から同条第2項に規定する期間内に請求がない場合等の手続)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第19条第2項から<u>第6項</u>までの規定は、第4項第1号及び前項の通知に係る報酬及び費用の算定に関する不服の申立てについて準用する。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 第1項、第4項、第5項及び第7項に規定する通知に係る額の報酬及び費用の支払については、<u>第19条第6項</u>の規定を準用する。</p>	<p>(第20条第1項の通知後、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士から同条第2項に規定する期間内に請求がない場合等の手続)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第19条第2項から<u>第5項</u>までの規定は、第4項第1号及び前項の通知に係る報酬及び費用の算定に関する不服の申立てについて準用する。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 第1項、第4項、第5項及び第7項に規定する通知に係る額の報酬及び費用の支払については、<u>第19条第5項</u>の規定を準用する。</p>
<p>(中間払いの手続等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 センターは、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士から第5項の不服の申立てを受けたときは、中間払いに係る報酬及び費用を再度算定し、当該不服の申立てを受けた日から</p>	<p>(中間払いの手続等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 センターは、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士から第5項の不服の申立てを受けたときは、中間払いに係る報酬及び費用を再度算定し、当該不服の申立てを受けた日から</p>

<p>7日以内に、当該選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を<u>通知する</u>。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>8 <u>第4項及び前項の規定にかかわらず、センターは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第4項又は前項に規定する期間をそれぞれ7日以内に限り延長することができる。この場合において、センターは、当該選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に対し、遅滞なく、延長する日数及び延長の理由を相当と認める方法により通知する。</u></p> <p>9 センターは、報酬及び費用の中間払いを請求した選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、指定口座に振り込む方法により、報酬及び費用の中間払いをする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第5項の不服の申立てがあったとき <u>第7項の通知をした日(前項の規定により第7項に規定する期間が延長された場合には、延長後に同項の通知をした日)</u>の属する月の翌月20日</p>	<p>7日以内に、当該選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を<u>通知しなければならない</u>。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>8 センターは、報酬及び費用の中間払いを請求した選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、指定口座に振り込む方法により、報酬及び費用の中間払いをする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第5項の不服の申立てがあったとき <u>前項の通知をした日の属する月の翌月20日</u></p>
<p>(中間払い後の中間払い)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前条第2項から<u>第9項</u>までの規定は、前項の請求について準用する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(中間払い後の中間払い)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前条第2項から<u>第8項</u>までの規定は、前項の請求について準用する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(費用の中間払い)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 第26条第2項から<u>第9項</u>までの規定は、前項の中間払いについて準用する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(費用の中間払い)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 第26条第2項から<u>第8項</u>までの規定は、前項の中間払いについて準用する。</p> <p>3 (略)</p>

<p>(契約に違反した場合の措置に関する事項)</p> <p>第31条 一般被害者参加弁護士契約弁護士は、一般被害者参加弁護士契約（以下この条において「契約」という。）に基づき国選被害者参加弁護士としての事務を取り扱うときは、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準を遵守しなければならない。</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>(契約に違反した場合の措置に関する事項)</p> <p>第31条 一般被害者参加弁護士契約弁護士は、一般被害者参加弁護士契約（以下、この章において「契約」という。）に基づき国選被害者参加弁護士としての事務を取り扱うときは、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準を遵守しなければならない。</p> <p>2～8 (略)</p>
<p>(一般被害者参加弁護士契約弁護士による解約)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般被害者参加弁護士契約弁護士が一般被害者参加弁護士契約を解約するときは、<u>センター</u>に対して解約申出書を提出しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(一般被害者参加弁護士契約弁護士による解約)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般被害者参加弁護士契約弁護士が一般被害者参加弁護士契約を解約するときは、<u>当該契約の申込みを行った地方事務所</u>に対して解約申出書を提出しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>
<p><u>附 則 (令和6年3月28日法務大臣変更認可)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 <u>この約款の変更は、令和6年4月1日から施行する。ただし、変更後の算定基準第22条の規定及び附則第4条の規定は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置の原則)</u></p> <p>第2条 <u>変更後のこの約款は、この附則に特別の定めのある場合を除き、施行期日後に選定請求又は指名通知請求があった事件について適用し、その余の事件については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(届出に関する経過措置)</u></p> <p>第3条 <u>変更後の約款の施行期日前に変更前の第13条第1項又は第2項の規定により行われた届出は、それぞれ第9条第1項又は</u></p>	<p>(新設)</p>

第2項の規定により行われた届出とみなす。

(拘禁刑に関する経過措置)

第4条 原判決の宣告刑が死刑又は無期懲役の事件に関しては、変更後の算定基準第22条において読み替えて準用する同基準第14条第4項(第2号に係る部分に限る。)の規定の適用については、原判決の宣告刑が死刑又は無期懲役の事件は原判決の宣告刑が死刑又は無期拘禁刑の事件とみなす。

■国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款 本則別表第1・第2

改正案(新)			現行(旧)		
本則別表第1			本則別表第1		
番号	請求に係る報酬及び費用	報告書に記載すべき事項	番号	請求に係る報酬及び費用	報告書に記載すべき事項
1	報酬及び費用	(略)	1	報酬及び費用	(略)
		(3) <u>第17条第1項に規定する事由により国選被害者参加弁護士としての活動を終了した日及びその終了事由</u>			(3) <u>選定の取消しその他の事由により国選被害者参加弁護士としての活動を終了した日及びその終了事由</u>
		(略)			(略)
		(7) 算定基準第20条第2項に規定する基礎報酬を請求するときは、 <u>同項各号に掲げる事由</u>			(7) 算定基準第20条第2項に規定する基礎報酬を請求するときは、 <u>原審の記録の丁数</u>
		(8) 算定基準第20条第3項に規定する基礎報酬を請求するときは、請求の内容に応じて、 <u>同条第2項各号に掲げる事由</u> 、選定前又は選定後、被害者参加人が出席することができる最初の公判期日までの間に、被害者参加人と打合せ・協議等をした日時、場所及び時間 (打合せ・協議等をするに至らなかったときは打合せ・協議等の申入れの日時)並びに記録の閲覧 <u>若しくは謄写</u> をした日又は選定に係る事件の原審の記録を謄写したものの引継ぎを受けた日、記録の検討状況、			(8) 算定基準第20条第3項に規定する基礎報酬を請求するときは、請求の内容に応じて、 <u>原審の記録の丁数</u> 、選定前又は選定後、被害者参加人が出席することができる最初の公判期日までの間に、被害者参加人と打合せ・協議等をした日時、場所及び時間(打合せ・協議等をするに至らなかったときは打合せ・協議等の申入れの日時)並びに記録の閲覧 <u>又は謄写</u> をした日又は選定に係る事件の原審の記録を謄写したものの引継ぎを受けた日、記録の検討状況、原審の被害者参

		原審の被害者参加弁護士の 氏名及び所属弁護士会			加弁護士の氏名及び所属弁 護士会
		(略)			(略)
2	実質公 判期日 加算報 酬	(1) 国選被害者参加弁護士 として出席した公判期日の うち、実質審理（弁論又は 証拠調べが行われた審理を いう。以下同じ。）が行わ れた公判期日（以下「実質 公判期日」という。）の日 及びその立会時間（昼の休 廷時間その他検察官の在廷 の必要のない休廷時間を除 き、実質審理に近接して判 決宣告が行われた場合にお ける当該判決宣告の時間及 び裁判員裁判事件（裁判員 の参加する刑事裁判に関す る法律（平成 16 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に規 定する裁判員の参加する合 議体で取り扱われた被告事 件）をいう。以下同じ。）に おいて、検察官が在廷を命 ぜられ、国選被害者参加弁 護士が検察官とともに在廷 し、当該在廷の時間が 1 時 間 30 分未満である場合の 当該在廷時間を含む。以下 同じ。）	2	実質公 判期日 加算報 酬	(1) 国選被害者参加弁護士 として出席した公判期日の うち、実質審理（弁論又は 証拠調べが行われた審理を いう。以下同じ。）が行わ れた公判期日（以下「実質 公判期日」という。）の日 及びその立会時間（昼の休 廷時間その他検察官の在廷 の必要のない休廷時間を除 き、実質審理に近接して判 決宣告が行われた場合にお ける当該判決宣告の時間及 び裁判員裁判事件（ <u>裁判所 法第 26 条第 2 項第 2 号に 掲げる被告事件であり、死 刑又は無期の懲役若しくは 禁錮に当たる罪に係る被告 事件又は故意の犯罪行為に より被害者を死亡させた罪 に係る被告事件であって、</u> 裁判員の参加する刑事裁判 に関する法律（平成 16 年 法律第 63 号）第 2 条第 1 項に規定する裁判員の参加 する合議体で取り扱われた <u>ものをいう。以下同じ。）</u> において、検察官が在廷を 命ぜられ、国選被害者参加 弁護士が検察官とともに在 廷し、当該在廷の時間が 1 時間 30 分未満である場合

					の当該在廷時間を含む。以下同じ。)
		(略)			(略)
3	判決宣告期日等加算報酬	判決宣告期日等(公判期日等(公判、公判準備その他の裁判手続が行われた期日をいう。以下同じ。))のうち、 <u>実質公判期日に該当しないもの</u> をいう。以下同じ。))の日	3	判決宣告期日等加算報酬	判決宣告期日等(手続期日(公判、公判準備その他の裁判手続が行われた期日をいう。以下同じ。))のうち、 <u>実質公判期日、公判前整理手続期日及び期日間整理手続期日のいずれにも該当しないもの</u> をいう。以下同じ。))の日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
9	公判期日等への出席のための旅費、日当及び宿泊料	(1) <u>公判期日等への出席のための旅費、日当及び宿泊料について、請求の内容に応じて、出張(算定基準第13条第1項に規定する出張をいう。以下この約款の本則において同じ。)</u> の経路及び方法、旅費の額及び内訳、出張の日程並びに宿泊した日及び宿泊した場所	9	公判期日への出席のための旅費、日当及び宿泊料	(1) 請求の内容に応じて、出張(算定基準第13条第1項に規定する出張をいう。以下この約款の本則において同じ。)の経路及び方法、旅費の額及び内訳、出張の日程並びに宿泊した日及び宿泊した場所
		(略)			(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

本則別表第2			本則別表第2		
番号	請求する報酬及び費用	疎明資料	番号	請求する報酬及び費用	疎明資料
(削る)			1	原審の記録の丁数が1000を超える上訴審における選定一般被害者参加弁護士契約弁護士の当該記録の丁数に応じた基礎報酬	記録の丁数が1000を超えることを疎明する資料
<u>1</u> ～ <u>6</u>	(略)	(略)	<u>2</u> ～ <u>7</u>	(略)	(略)
<u>7</u>	公判期日等への出席のための旅費及び宿泊料	(1) 現に支払った旅費の額を請求する場合は、 <u>公判期日等</u> に出席するための手続が行われた場所までの移動の経路及び方法、現に支払った旅費の額を疎明する資料 (略)	<u>8</u>	<u>公判期日</u> への出席のための旅費及び宿泊料	(1) 現に支払った旅費の額を請求する場合は、 <u>公判期日</u> に出席するための手続が行われた場所までの移動の経路及び方法、現に支払った旅費の額を疎明する資料 (略)
<u>8</u> ・ <u>9</u>	(略)	(略)	<u>9</u> ・ <u>10</u>	(略)	(略)

国選被害者参加弁護士に関する契約約款 新旧対照表

(下線は改正箇所)

■国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款（別紙）報酬及び費用の算定基準

改正案(新)	現行(旧)
<p>(選定の取消し等の際の算定方法)</p> <p>第3条 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が、<u>本則第10条第2項に規定する事由</u>により国選被害者参加弁護士としての活動を終了したときは、その時点までの活動について、この基準の定めるところにより、報酬及び費用の額を算定する。ただし、当該活動の終了が選定の取消しによるものである場合であって、当該取消し後の近接した時点において、当該取消しに係る事件を含む事件の国選被害者参加弁護士に選定されたときは、この基準の適用において、当該取消しはされなかったものとみなす。</p>	<p>(選定の取消し等の際の算定方法)</p> <p>第3条 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が、<u>選定の取消しその他の事由</u>により国選被害者参加弁護士としての活動を終了したときは、その時点までの活動について、この基準の定めるところにより、報酬及び費用の額を算定する。ただし、当該活動の終了が選定の取消しによるものである場合であって、当該取消し後の近接した時点において、当該取消しに係る事件を含む事件の国選被害者参加弁護士に選定されたときは、この基準の適用において、当該取消しはされなかったものとみなす。</p>
<p>(報酬及び費用の種類)</p> <p>第6条 犯罪被害者等保護法第13条第1項の規定に基づき、第一審において国選被害者参加弁護士に選定された一般被害者参加弁護士契約弁護士（以下「第一審被害者参加弁護士」という。）に対して、次の報酬及び費用を支払う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 費用</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>公判期日等への出席のための旅費</u>、日当及び宿泊料</p> <p>エ・オ (略)</p>	<p>(報酬及び費用の種類)</p> <p>第6条 犯罪被害者等保護法第13条第1項の規定に基づき、第一審において国選被害者参加弁護士に選定された一般被害者参加弁護士契約弁護士（以下「第一審被害者参加弁護士」という。）に対して、次の報酬及び費用を支払う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 費用</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>公判期日への出席のための旅費</u>、日当及び宿泊料</p> <p>エ・オ (略)</p>
<p>(審理対応特別加算報酬)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の審理対応特別加算報酬の額は、担当先行審理の数に応じて、算定基準別表第4の「事件の種類及び報酬額」の欄の区分ごとに</p>	<p>(審理対応特別加算報酬)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の審理対応特別加算報酬の額は、担当先行審理の数に応じて、算定基準別表4の「事件の種類及び報酬額」の欄の区分ごとに</p>

<p>定める額とする。</p>	<p>定める額とする。</p>
<p>(遠距離打合せ・協議等加算報酬)</p> <p>第13条 第一審被害者参加弁護士が、被害者参加人との打合せ・協議等、記録の閲覧又は謄写、検察官との打合せ・協議等、事件現場の確認、目撃者その他関係者からの事情聴取その他の活動のために、第一審被害者参加弁護士の事務所の所在地を管轄する簡易裁判所(以下「最寄簡裁」という。)の主たる庁舎の所在する場所と移動の目的地との直線距離が片道25キロメートル以上である移動又は当該直線距離が片道25キロメートル未満であつて、最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所から目的地まで最も経済的な通常の経路及び方法によって移動した場合の移動距離が片道50キロメートル以上である移動(以下「遠距離移動」という。)をした場合において、当該遠距離移動が国選被害者参加弁護士としての活動上必要であると認められ、第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、第一審被害者参加弁護士に遠距離打合せ・協議等加算報酬を支給する。ただし、遠距離移動が選定に係る事件の被害者参加人が出席することができる<u>公判期日等</u>への出席のための出張(手続が最寄簡裁の管轄区域以外の場所で行われ、当該手続が行われる場所が最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所から直線距離で8キロメートルを超える場合におけるその場所への移動をいう。以下同じ。)を兼ねるときは、遠距離打合せ・協議等加算報酬は支給しない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件の手続期日への出席又は<u>国選被害者参加事件の公判期日等</u></p>	<p>(遠距離打合せ・協議等加算報酬)</p> <p>第13条 第一審被害者参加弁護士が、被害者参加人との打合せ・協議等、記録の閲覧又は謄写、検察官との打合せ・協議等、事件現場の確認、目撃者その他関係者からの事情聴取その他の活動のために、第一審被害者参加弁護士の事務所の所在地を管轄する簡易裁判所(以下「最寄簡裁」という。)の主たる庁舎の所在する場所と移動の目的地との直線距離が片道25キロメートル以上である移動又は当該直線距離が片道25キロメートル未満であつて、最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所から目的地まで最も経済的な通常の経路及び方法によって移動した場合の移動距離が片道50キロメートル以上である移動(以下「遠距離移動」という。)をした場合において、当該遠距離移動が国選被害者参加弁護士としての活動上必要であると認められ、第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、第一審被害者参加弁護士に遠距離打合せ・協議等加算報酬を支給する。ただし、遠距離移動が選定に係る事件の被害者参加人が出席することができる<u>公判期日</u>への出席のための出張(手続が最寄簡裁の管轄区域以外の場所で行われ、当該手続が行われる場所が最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所から直線距離で8キロメートルを超える場合におけるその場所への移動をいう。以下同じ。)を兼ねるときは、遠距離打合せ・協議等加算報酬は支給しない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件<u>若しくは国選被害者参加事件</u>の手続期日への出席又は<u>被害</u></p>

<p>への出席のための出張を兼ねる場合であつて、当該遠距離移動に対して、他の事件に関して日当が支給されるときは、本件の遠距離打合せ・協議等加算報酬及び他の事件の日当の額は、最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額とする。</p>	<p><u>者参加人が出席することができる公判期日</u> への出席のための出張を兼ねる場合であつて、当該遠距離移動に対して、他の事件に関して日当が支給されるときは、本件の遠距離打合せ・協議等加算報酬及び他の事件の日当の額は、最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額とする。</p>
<p>(記録謄写費用) 第14条 (略) 2・3 (略) 4 第一審被害者参加弁護士が国選被害者参加弁護士に選定された事件が次の各号に掲げる事件であつて、当該第一審被害者参加弁護士が当該事件の記録を謄写し、当該第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、謄写枚数の全部について、当該第一審被害者参加弁護士に記録謄写費用を支給することとし、その額は、前3項の規定にかかわらず、謄写枚数1枚につき、40円(カラー謄写をしたときはカラー謄写1枚につき100円)又は当該第一審被害者参加弁護士が記録謄写のために現に支払った額のうちのいずれか低い額とする。 一～三 (略) 四 <u>記録の枚数</u>が2000を超える事件 5～8 (略)</p>	<p>(記録謄写費用) 第14条 (略) 2・3 (略) 4 第一審被害者参加弁護士が国選被害者参加弁護士に選定された事件が次の各号に掲げる事件であつて、当該第一審被害者参加弁護士が当該事件の記録を謄写し、当該第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、謄写枚数の全部について、当該第一審被害者参加弁護士に記録謄写費用を支給することとし、その額は、前3項の規定にかかわらず、謄写枚数1枚につき、40円(カラー謄写をしたときはカラー謄写1枚につき100円)又は当該第一審被害者参加弁護士が記録謄写のために現に支払った額のうちのいずれか低い額とする。 一～三 (略) 四 <u>記録の丁数</u>が2000を超える事件 5～8 (略)</p>
<p>(遠距離打合せ・協議等交通費及び遠距離打合せ・協議等宿泊料) 第15条 第一審被害者参加弁護士が、遠距離移動(記録謄写のための移動については、履行補助者を用いてする場合を含む。)をした場合であつて、当該遠距離移動が国選被害者参加弁護士としての活動上必要であると認められ、第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、遠距離打合せ・協議等交</p>	<p>(遠距離打合せ・協議等交通費及び遠距離打合せ・協議等宿泊料) 第15条 第一審被害者参加弁護士が、遠距離移動(記録謄写のための移動については、履行補助者を用いてする場合を含む。)をした場合であつて、当該遠距離移動が国選被害者参加弁護士としての活動上必要であると認められ、第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、遠距離打合せ・協議等交</p>

<p>通費を支給する。ただし、遠距離移動が選定に係る事件の被害者参加人が出席することができる<u>公判期日等</u>への出席のための出張を兼ねるときは、遠距離打合せ・協議等交通費と当該<u>公判期日等</u>への出席のための旅費のうち最も高額なもののみを支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一審被害者参加弁護士が、遠距離移動の目的（記録謄写を目的とするものについては、履行補助者を用いた場合を含む。）のために宿泊を要し、当該第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、当該第一審被害者参加弁護士に、民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第2条第4号の当事者等の宿泊料の例により算定した額の遠距離打合せ・協議等宿泊料を支給する。ただし、当該宿泊が選定に係る事件の被害者参加人が出席することができる<u>公判期日等</u>への出席のための宿泊を兼ねるときは、遠距離打合せ・協議等宿泊料は支給しない。</p> <p>4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件の手続期日への出席又は<u>国選被害者参加事件の公判期日等</u>への出席のための出張を兼ねるときは、本件の遠距離打合せ・協議等交通費及び遠距離打合せ・協議等宿泊料並びに他の事件の旅費及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>通費を支給する。ただし、遠距離移動が選定に係る事件の被害者参加人が出席することができる<u>公判期日</u>への出席のための出張を兼ねるときは、遠距離打合せ・協議等交通費と当該<u>公判期日</u>への出席のための旅費のうち最も高額なもののみを支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一審被害者参加弁護士が、遠距離移動の目的（記録謄写を目的とするものについては、履行補助者を用いた場合を含む。）のために宿泊を要し、当該第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、当該第一審被害者参加弁護士に、民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第2条第4号の当事者等の宿泊料の例により算定した額の遠距離打合せ・協議等宿泊料を支給する。ただし、当該宿泊が選定に係る事件の被害者参加人が出席することができる<u>公判期日</u>への出席のための宿泊を兼ねるときは、遠距離打合せ・協議等宿泊料は支給しない。</p> <p>4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件又は<u>国選被害者参加事件</u>の手続期日への出席又は<u>被害者参加人が出席することができる公判期日</u>への出席のための出張を兼ねるときは、本件の遠距離打合せ・協議等交通費及び遠距離打合せ・協議等宿泊料並びに他の事件の旅費及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>(<u>公判期日等</u>への出席のための旅費、日当及び宿泊料)</p> <p>第16条 第一審被害者参加弁護士が、被害者参加人が出席することができる<u>公判期日等</u></p>	<p>(<u>公判期日</u>への出席のための旅費、日当及び宿泊料)</p> <p>第16条 第一審被害者参加弁護士が、被害者参加人が出席することができる<u>公判期日</u>に</p>

に出席するための出張をした場合であって、当該第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、当該第一審被害者参加弁護士に旅費を支給する。

2 第一審被害者参加弁護士が、被害者参加人が出席することができる公判期日等に出席するための出張をし、出張の目的地への移動のみに要した日がある場合であって、当該第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、当該第一審被害者参加弁護士に日当を支給する。

3 第一審被害者参加弁護士が、被害者参加人が出席することができる公判期日等に出席するための出張をし、そのために宿泊を要した場合であって、当該第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、当該第一審被害者参加弁護士に宿泊料を支給する。

4・5 (略)

6 被害者参加人が出席することができる公判期日等への出席のための出張が他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件の遠距離移動を兼ねるときは、本件の旅費、日当及び宿泊料の額並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費、遠距離打合せ・協議等交通費、遠距離等加算報酬、遠距離面会等加算報酬、遠距離打合せ・協議等加算報酬、遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

7 国選被害者参加事件の公判期日等への出席のための出張が他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件の手続期日への出席又は国選被害者参加事件の公判期日

出席するための出張をした場合であって、当該第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、当該第一審被害者参加弁護士に旅費を支給する。

2 第一審被害者参加弁護士が、被害者参加人が出席することができる公判期日に出席するための出張をし、出張の目的地への移動のみに要した日がある場合であって、当該第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、当該第一審被害者参加弁護士に日当を支給する。

3 第一審被害者参加弁護士が、被害者参加人が出席することができる公判期日に出席するための出張をし、そのために宿泊を要した場合であって、当該第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、当該第一審被害者参加弁護士に宿泊料を支給する。

4・5 (略)

6 被害者参加人が出席することができる公判期日への出席のための出張が他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件の遠距離移動を兼ねるときは、本件の旅費、日当及び宿泊料の額並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費、遠距離打合せ・協議等交通費、遠距離等加算報酬、遠距離面会等加算報酬、遠距離打合せ・協議等加算報酬、遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

7 被害者参加人が出席することができる公判期日への出席のための出張が他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件又は国選被害者参加事件の手続期日への出

<p>等への出席のための出張を兼ねるときは、本件の旅費、日当及び宿泊料の額並びに他の事件の旅費、日当及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>席又は被害者参加人が出席することができない公判期日への出席のための出張を兼ねるときは、本件の旅費、日当及び宿泊料の額並びに他の事件の旅費、日当及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(訴訟準備費用)</p> <p>第18条 第一審被害者参加弁護士が、診断書の作成料、弁護士法第23条の2に基づく弁護士会照会の手数料、行政機関が発行する証明書の発行手数料(行政機関が保有すべき情報を法令に基づき提供する役務に係る手数料を含む。)、犯罪被害者等保護法第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による訴訟記録の閲覧若しくは謄写の手数料又は謄写記録の送料(本則第30条第1項に規定する謄写記録の引継ぎを受けるのに要したものに限り)を支出し、当該支出が国選被害者参加弁護士の活動上必要であると認められる場合であって、第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、総額3万円を限度として、第一審被害者参加弁護士が現に支払った手数料等の額を支給する。</p>	<p>(訴訟準備費用)</p> <p>第18条 第一審被害者参加弁護士が、診断書の作成料、弁護士法第23条の2に基づく弁護士会照会の手数料、行政機関が発行する証明書の発行手数料又は謄写記録の送料(本則第30条第1項に規定する謄写記録の引継ぎを受けるのに要したものに限り)を支出し、当該支出が国選被害者参加弁護士の活動上必要であると認められる場合であって、第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、総額3万円を限度として、第一審被害者参加弁護士が現に支払った手数料等の額を支給する。</p>
<p>(報酬及び費用の種類)</p> <p>第19条 犯罪被害者等保護法第13条第1項の規定に基づき、上訴審の事件において国選被害者参加弁護士に選定された一般被害者参加弁護士契約弁護士(以下「上訴審被害者参加弁護士」という。)に対して、次の報酬及び費用を支払う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 費用</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>公判期日等</u>への出席のための旅費、日</p>	<p>(報酬及び費用の種類)</p> <p>第19条 犯罪被害者等保護法第13条第1項の規定に基づき、上訴審の事件において国選被害者参加弁護士に選定された一般被害者参加弁護士契約弁護士(以下「上訴審被害者参加弁護士」という。)に対して、次の報酬及び費用を支払う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 費用</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>公判期日</u>への出席のための旅費、日</p>

<p>当及び宿泊料 エ・オ (略)</p>	<p>及び宿泊料 エ・オ (略)</p>
<p>(基礎報酬) 第20条 (略)</p> <p>2 <u>次の各号のいずれかに該当する場合であつて、<u>上訴審被害者参加弁護士から申出があるときは、基礎報酬の額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に定める額に1万3000円(次の各号の二以上に該当するときは、1万4000円)を加算した額とする。</u></u></p> <p>一 <u>上訴審において、<u>公訴事実が争われ、又は刑事訴訟法第335条第2項の事実が主張されたとき。</u></u></p> <p>二 <u>原審(上告審にあつては、第一審)が裁判員裁判事件であるとき。</u></p> <p>三 <u>検察官が上訴した事件(当事者双方が上訴した場合を含む。)であるとき。</u></p> <p>3 <u>上訴審被害者参加弁護士が、選定後、被害者参加人が出席することができる最初の公判期日の前に、上訴の取下げ、選定の取消しその他の事由により国選被害者参加弁護士の活動を終了したとき又は控訴審において選定された上訴審被害者参加弁護士の選定以後の実質公判期日がないときは、基礎報酬の額は、算定基準別表第5の「<u>算定基準第20条第2項各号に掲げる事由の該当・非該当</u>」及び「<u>活動内容</u>」の欄に掲げる区分に従い、当該別表に定める額とする。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(基礎報酬) 第20条 (略)</p> <p>2 <u>原審の記録の丁数が1000を超える場合で、<u>上訴審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、基礎報酬の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</u></u></p> <p>一 <u>原審の記録の丁数が1000を超え5000以下のとき 前項各号に規定する額の150%の額</u></p> <p>二 <u>原審の記録の丁数が5000を超え1万以下のとき 前項各号に規定する額の200%の額</u></p> <p>三 <u>原審の記録の丁数が1万を超えるとき 前項各号に規定する額の300%の額</u></p> <p>3 <u>上訴審被害者参加弁護士が、選定後、被害者参加人が出席することができる最初の公判期日の前に、上訴の取下げ、選定の取消しその他の事由により国選被害者参加弁護士の活動を終了したとき又は控訴審において選定された上訴審被害者参加弁護士の選定以後の実質公判期日がないときは、基礎報酬の額は、算定基準別表第5の<u>原審の記録の丁数の欄及び活動内容の欄</u>に掲げる区分に従い、当該別表に定める額とする。</u></p> <p>4 (略)</p>
<p>(準用規定) 第22条 前章の規定は、この章に特別の定めがあるものを除いて、上訴審被害者参加弁護士の報酬及び費用の額の算定について準用する。この場合において、算定基準第14条</p>	<p>(準用規定) 第22条 前章の規定は、この章に特別の定めがあるものを除いて、上訴審被害者参加弁護士の報酬及び費用の額の算定について準用する。この場合において、算定基準第14条</p>

第4項第2号に「法定刑に死刑の定めがある罪に係る」とあるのは「原判決の宣告刑が死刑又は無期拘禁刑の」と読み替えるものとする。

第4項第2号に「法定刑に死刑の定めがある罪に係る」とあるのは「原判決の宣告刑が死刑又は無期懲役の」と読み替えるものとする。

■国選被害者参加弁護士の仕事に関する契約約款

(別紙) 報酬及び費用の算定基準 別表第5

改正案(新)				現行(旧)			
算定基準別表第5				算定基準別表第5			
番号	算定基準第20条第2項各号に掲げる事由の該当・非該当	活動内容	基礎報酬の額	番号	原審の記録の丁数	活動内容	基礎報酬の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	非該当	(略)	(略)	2	1000以下	(略)	(略)
3		(略)	(略)	3		(略)	(略)
4		(略)	(略)	4		(略)	(略)
5		(略)	(略)	5		(略)	(略)
(削る)				6		1000を超え5000以下	原審記録の閲覧等を行ったとき
				7	原審記録の閲覧等を行った上、当該記録を十分に検討したとき		¥24,000
				8	被害者参加人との打合せ・協議等を行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき		¥18,000
				9	被害者参加人との打合せ・協議等を行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、当該		¥33,000

						記録を十分に検討したとき	
<u>6</u>	該当	(略)	(略)	<u>10</u>	5000 を 超え 10000 以下	(略)	(略)
<u>7</u>		(略)	(略)	<u>11</u>		(略)	(略)
<u>8</u>		(略)	(略)	<u>12</u>		(略)	(略)
<u>9</u>		(略)	(略)	<u>13</u>		(略)	(略)
(削る)				<u>14</u>	10000 超	原審記録の閲覧等を行ったとき	¥18,000
				<u>15</u>		原審記録の閲覧等を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥48,000
				<u>16</u>		被害者参加人との打合せ・協議等を行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき	¥27,000
				<u>17</u>		被害者参加人との打合せ・協議等を行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥57,000

※ 上訴審被害者参加弁護士が被害者参加人と打合せ・協議等を行っていない場合において、当該上訴審被害者参加弁護士が被害者参加人に打合せ・協議等の申入れをしていた場合で、当該上訴審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、当該上訴審被害者参加弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、この別表に掲げる算定基準第 20 条第 2 項各号に掲げる事由の該当・非該当及び活動内容に応じて、番号 1、4、5、8 又は 9 に準じて、これ

※ 上訴審被害者参加弁護士が被害者参加人と打合せ・協議等を行っていない場合において、当該上訴審被害者参加弁護士が被害者参加人に打合せ・協議等の申入れをしていた場合で、当該上訴審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、当該上訴審被害者参加弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、この別表に掲げる原審の記録の丁数及び活動内容に応じて、番号 1、4、5、8、9、12、13、16 又は 17 に準じて、これらの番号の基礎報酬

らの番号の基礎報酬の額の欄に定める基礎報酬の額から4,000円を減じた額とする。

の額の欄に定める基礎報酬の額から4,000円を減じた額とする。